

事 務 連 絡  
平成 2 6 年 7 月 1 6 日

各 居宅介護支援事業所 管理者 様

西尾市健康福祉部長寿課長

### 介護給付適正化事業の実施について（依頼）

日頃は西尾市の介護保険行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

西尾市では介護給付適正化事業として、ケアプラン点検、住宅改修事後調査、介護給付費通知、医療情報との突合等に取り組んでおり、介護支援専門員の皆様におかれては、照会への回答等ご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、今般介護給付適正化事業の一環として、介護給付適正化パッケージシステムを導入することとなりました。システムの概要は下記のとおりですので、介護支援専門員の皆様にはご多忙中恐縮ですが、当方より照会させていただいた際にはご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 介護給付適正化パッケージシステムについて

本システムは給付実績情報及び認定情報をもとに、特定のパターン（別紙1参照）に該当した場合、介護支援専門員の皆様に当該サービスの必要性について照会させていただくものです。

照会にあたっては別紙2ヒアリングシートをFAXにて送付させていただきますので、サービスの必要性についてご回答下さい。

なお、照会させていただくケースについて、すべて不適切であると考えている訳ではありません。照会をきっかけにして、利用者の状態に変化が生じていないか、漫然とサービスを位置づけていないか等の気付きに繋がればよいと考えていますので、ご協力下さい。

#### 2. ケアプラン点検の実施について

現在、不定期に数カ所の居宅介護支援事業所から、それぞれ数名の居宅サービス計画の提出をお願いしております。今後ともご協力をお願いいたします。

問合先 健康福祉部長寿課 介護保険給付担当 柵木  
0563-65-2119（ダイヤルイン）  
e-mail : [h-masegi@city.nishio.lg.jp](mailto:h-masegi@city.nishio.lg.jp)

## 別紙1

特定のパターンの事例について（抜粋：一部要約）

1. 「寝返りや歩行等がほぼできない状態に、歩行器が貸与されています」
2. 「寝返りや歩行等がほぼできない状態に、徘徊感知器が貸与されています」
3. 「寝返りや歩行等がほぼできない状態に、歩行補助つえが貸与されています」  
→福祉用具の必要性を確認し、ご回答下さい。必要性が乏しければ居宅サービス計画の見直しを行って下さい。
4. 「主治医意見書で認知症高齢者自立度Ⅱ以下の方に、認知症加算が算定されています。」  
→認知症高齢者自立度については、主治医意見書又は主治医の判断によることとなります。主治医意見書以外の主治医の意見により加算を算定した場合は、面談等の内容を記録する必要がありますので、その内容をご回答下さい。
5. 「障害自立度A以下の方が20分未満の身体介護を利用しています。」
6. 「要介護2以下の方が20分未満の身体介護を利用しています。」  
→日中の20分未満の身体介護については要介護度3以上、障害自立度B以上の利用者が対象となります。（夜間、早朝、深夜についてはこの限りではありません。）算定対象として適切であるか否かを確認し、不適切であれば過誤調整を行って下さい。
6. 「要介護2・3の状態に訪問介護のみで支給限度額の80%以上が給付されています。」
7. 「要介護2・3の状態に通所介護のみで支給限度額の80%以上が給付されています。」  
→統計的に見て、要介護1・2・3の状態では通所介護の比重が上がり、訪問介護の比重は下がる傾向が示されています。アセスメントに基づく必要性があれば当然問題ありませんが、特定の業者からの要請に応えたものになっていないか点検を行って下さい。
8. 「要介護5の状態に通所介護のみで支給限度額の80%以上が給付されています。」  
→統計的に見て、介護度が重度になれば通所介護の比重が下がり、訪問介護の比重が上がる傾向が示されています。アセスメントに基づく必要性があれば当然問題ありませんが、特定の業者からの要請に応えたものになっていないか点検を行って下さい。

※これらは点検項目の一部です。これら以外の確認事項が記載されたヒアリングシートが送付される場合もあります。なお、繰り返しになりますが、これらのヒアリングシートに記載された要確認事由がすべて不適切とは考えていません。居宅サービス計画を振り返り、見直すきっかけとなることを期待して送付するものですので、ありのままをご回答下さい。